

# 奈井江町災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の概要

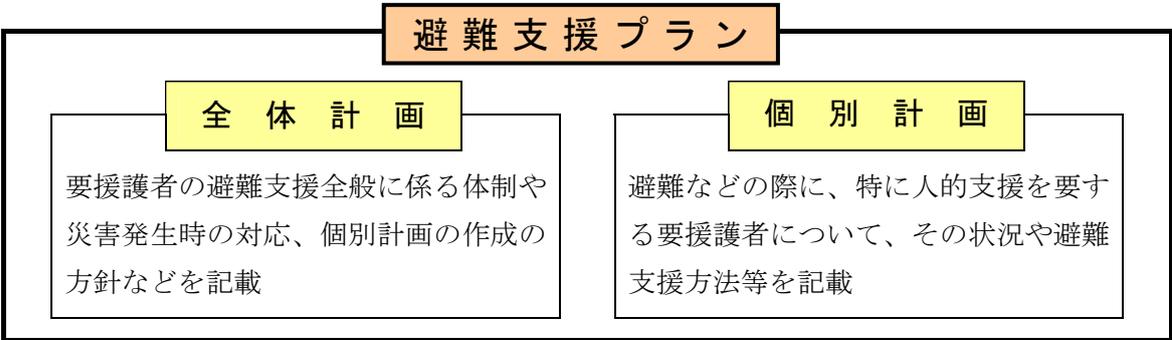
## 1 計画策定の目的

近年、各地で発生した大地震や集中豪雨などの大規模災害の発生時において、被災者となった多くの方が、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などのいわゆる「災害時要援護者」（以下「要援護者」という。）であることから、災害時における要援護者の支援体制の整備を図ることを目的とする。

## 2 避難支援プランの概要

避難支援プランは、策定の考え方や具体的な推進方法等を定めた「全体計画」及び要援護者一人ひとりの計画を定めた「個別計画」により構成する。

《避難支援プランの構成イメージ》



## 3 対象とする要援護者

避難支援プランの対象となる「要援護者」とは、在宅で生活する方で災害発生時等に家族などからの支援を受けることが困難で、避難支援など何らかの支援を要する者。

※主な対象者

- 一人暮らし高齢者、高齢者世帯
- 認知症、障がい等で介護が必要とする方（要介護3以上、重度の障がい者）

## 4 要援護者の把握・共有

避難誘導や安否確認等を的確に行うため、あらかじめ要援護者の居住地や身体状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう、登録台帳の整備を行う。

災害時要援護者情報の収集は、「手上げ方式」と「同意方式」により行う。

手上げ方式	チラシや広報等で制度を周知し、自らの判断で登録申請を行う。
同意方式	町や町内会、民生委員が要援護者の対象となる方に対し直接働きかけ、制度の同意をもらって登録する。

また、要援護者に関する情報については、奈井江町個人情報保護条例に基づき、町内会や自主防災組織、民生児童委員などの関係者との共有に努める。

## 5 情報伝達体制の整備

要援護者は、避難に関する情報を受けることや、その情報に対して適切な行動をとることが困難な場合が多いことから、町は必要な情報が要援護者等に確実に伝達できるよう、災害時の情報伝達体制の整備に努める。

## 6 避難所における支援

避難所においては、あらかじめ要援護者のためのスペースを区分し、トイレに近い場所や出入りが楽な場所等を確保する。

## 7 避難支援プラン（個別計画）の作成

災害時において、要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するため、要援護者の氏名、住所などの基本情報のほか、避難支援者や避難誘導に関する事項等、具体的な避難支援の内容とした避難支援プラン（個別計画）の作成を推進する。

## 8 今後のスケジュール

区分	8月	9月	10月以降
関係団体等への説明・周知	→		
町民への周知・広報		→	→
災害時要援護者登録受付		→	→
要援護者名簿リストの作成等		→	→
個別計画の作成		→	→

## 9 災害時要援護者支援の流れ

